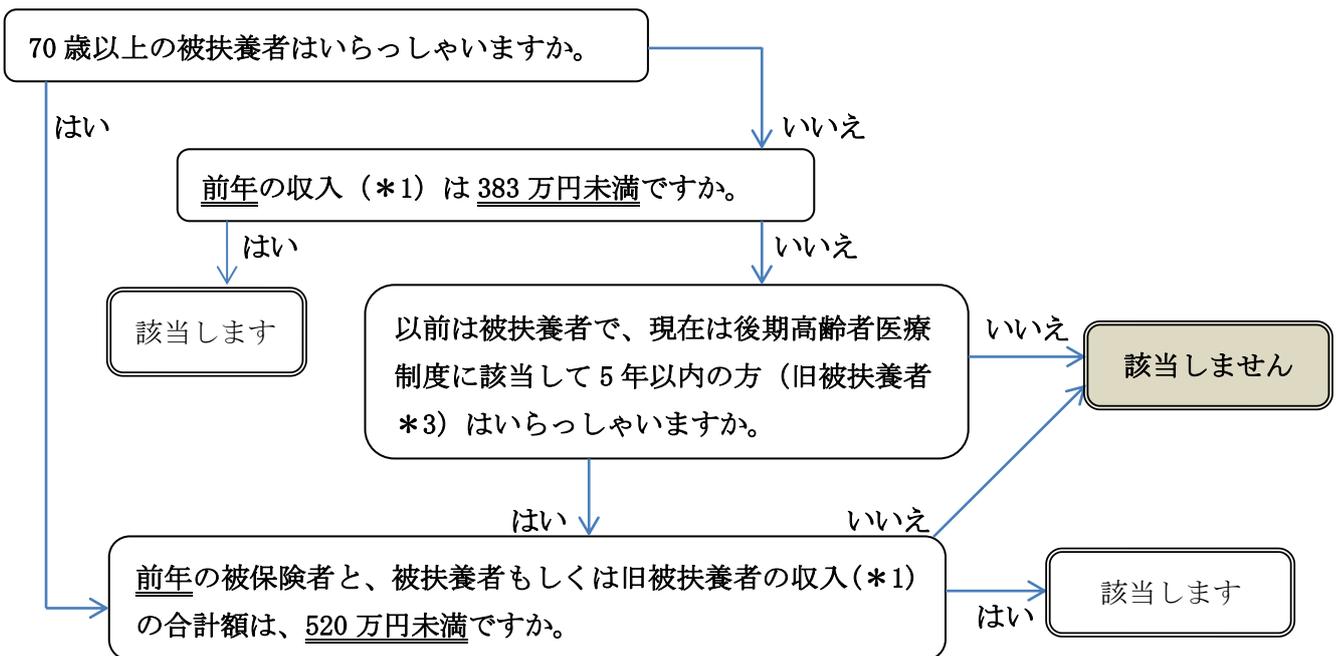


高齢受給者基準収入額適用申請による負担割合の軽減について
…高齢受給者証の負担割合が3割の方へ…

1 基準収入額の申請

確認手順

高齢受給者証の負担割合が「3割」の被保険者(加入者本人または任意継続加入者本人)にお尋ねします。収入額が一定の基準に満たない場合は、申請により「2割」負担となります。該当するかは次の流れ図をご覧ください。



該当します

…申請により、2割負担となります。(該当する場合のみ申請)

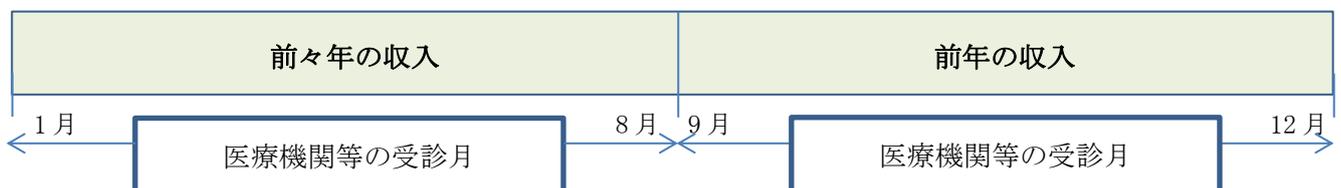
「高齢受給者基準収入額適用申請書」(別紙同封)を記載のうえ、収入申告欄に記入した全員分の該当する年の収入金額が確認できる書類を添付(*2)し、申請してください。

申請が認められた場合、負担割合2割と表示した高齢受給者証を交付します。

該当しません

…**申請は不要です。** お手持ちの高齢受給者証をそのままご使用ください。

*1 対象となる収入額は、9月から12月に医療機関等で受診されるときは、「前年の収入」、1月から8月に受診されるときは、「前々年の収入」となります。



- *2 添付書類は、市区町村長の発行する「課税(所得)証明書」等(原本)になります。
 - ・前年の収入に基づいた「課税(所得)証明書」はその年の6月以後に市区町村にて発行されます。
 - ・添付書類は「所得額」でなく「収入額」の確認できる書類が必要となります。

- *3 旧被扶養者とは、後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上)となったことにより、被扶養者でなくなった方で、継続して後期高齢者医療制度の被保険者である方をいいます。(65歳~74歳のかたであって、後期高齢者医療制度の障害認定を受けたことにより被扶養者でなくなった方を含みます。なお、被扶養者でなくなった日の属する月以後5年を経過するまでの間に限り基準収入額に含むことができます。)

2 基準収入額の収入範囲

該当する年のすべての収入額が対象となります。ただし、障害・遺族年金等の非課税収入及び退職金は年間収入に含まれません。

【収入に含まれるもの】給与収入、(老齢)年金収入、配当収入、不動産収入、事業収入等

【収入に含まれないもの】退職金、障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等

3 負担割合(2割)の適用期間

基準収入額適用申請による適用期間は、適用された月から8月末までとなります。

4 申請期限・送付先

- ・基準収入額適用申請は高齢受給者証(3割)交付年月日から14日以内(私学事業団必着)に行ってください。
- ・期限を過ぎて申請された場合は申請があった月の翌月からの適用となります。

【送付先】

〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部

5 その他

現在、負担割合が3割でも、その後、年ごとに市区町村が作成する「課税(所得)証明書」により基準収入額に満たないことが確認できた場合は、「課税(所得)証明書」の対象年度の9月から2割になります。その場合は対象年度の7月20日までに「課税(所得)証明書」を添付し、「基準収入額適用申請書」をご提出ください。

高齢受給者証は70歳以上75歳未満の加入者、任意継続加入者、被扶養者の方に交付しています。
医療機関等で受診されるときは、加入者証・被扶養者証と合わせて窓口に提出していただく必要があります。大切にお持ちください。